



女性、人権、フェミニズム：
アメリカからの展望について(一九九五年度第一回コ
ロキウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: ブラウン浜野, シルビア, 萩原, 弘子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004999

1995年度第1回コロキウムについて

第1回コロキウムは「国際法・人権・女性の権利」をテーマに、シルビア・ブラウン浜野さんをお招きして行なった。ブラウンさんは、米国ペンシルバニア州およびコロンビア特別区における弁護士資格を有し、日本では米国法および国際法の専門家として、特に在日外国人の権利状況について多くの仕事をされている。

ブラウンさんから、あらかじめ国際法をめぐる米国フェミニストの議論を批判的に検討するための問題点5つのうちの4つについて論じた草稿をいただき、参加者はコロキウムに先だててそれを読んでいた。当日は残る1つの問題であるアメリカのフェミニストによる国家論について発表していただいた。続いて女性学研究資料室からクリスティーン・ラマールさんが「在日外国人女性の状況」について短い発表（報告は後掲）をしたのち、参加者で討論を行なった。

ブラウンさんの以下の論文は、5つの問題点のうちの最初の4つについての部分である。これはわれわれの刊行予算に限りがあって、5点すべてをカバーする全文の掲載は不可能だったためだ。なお論文は英語で執筆していただいたものを萩原が翻訳した。

参加者による討論については、ラマールさんの報告文のあとに萩原の文責で紹介している。（萩原弘子）

女性、人権、フェミニズム — アメリカからの展望について

シルビア・ブラウン浜野

この25年間でアメリカのフェミニストによる女性と法律に関する論文がまさに爆発せんばかりの勢いで増え、法学研究および法の運用・機能について根底からの再考を迫ってきた。¹ したがってその書き手たちが10年前から女性と国際法について議論をはじめ、そのなかでも特に正義を求める女性の闘いに「人権」が果たすべき役割とはなにか、ということに焦点を

あてたのも驚くことではない。フェミニズムの主張と人権派の主張のエネルギーと対立のうねりが頂点に達したのが、1993年6月の世界人権会議であり、フェミニストたちは国連を説得して、ウィーン宣言に女性の人権に対する侵害を特記させることに成功した。そこでの議論はアメリカ合州国法曹界のごく凡々たる部分にまで影響を与えている。いったい何が起きているのだろうか。

大量のことが起きているというのがその答えである。そこで私としては本稿で、主要な理論的立場についての基本的概説を試み、その論争の現在の傾向がもつ長所と危険に関する私自身の見解を述べようと思う。

なにが問題とされているのか

第1に、国際法の妥当性と有効性に対して無神経な疑いが投げかけられている。われわれはとほうもない暴力の時代を生きており、少なくともかなりの数の政府が恥とも思わずに暴力をふるっている。国際法および国際機関は国際的規範を守らせる強制手段をもたないが、それでも国際法が「法」と呼ぶに値するものであると前提し、国際法を云々するのはなぜか。たとえば日本政府は主たる人権条約のほとんどに署名しており、その条約の実行を監視する関係機関に立派な報告を定期的に行なっている。ところが国内では、日本政府は国際的な義務を無視したり否定することすらあり、現行の法やその運用・実施を変更する必要はないと言うこともある。こうした矛盾した態度から、だから国際法はジョークでしかないと考えるべきなのだろうか。それとも、政府のこうした一貫しない態度は、女性が政府の曖昧さをつき、女性を人間として全的に認めさせることへの好機、変革を促す好機ととらえるべきなのだろうか。

第2に、国際法のなかでも特に人権法の有効性に対する疑いが出されている。人権に関する諸条約には、解けない難問が含まれている。それらの条約があつかうのは次のような非常に微妙な問題である——国家は個人との関係をどのように形成するか、また侵害されない自由の領域をどのようにつくりだすか。さらに国際条約が求めるのは、条約の保障する権利を国家が侵害したと個人が主張するとき、国家はその批判意見を判断して対応

策を施すために、国家みずからに対して権力を行使することである。ことが女性の権利になると、国家と個人の対立ははるかに複雑である——女性個人は、男性個人と同じようなしかたで国家と向きあっているか。女性は国家と直接的な関係にあるのか、それとも、まずは家族のなかにおいて、家族制度を介して国家と関係しているのか。また、公的領域はどこまで家族のなかにたちいて、正義についての公的規範を導入できるか、生殖に関する公的コントロールを行使してよいか。いずれも明治以来、攻防がくりかえされてきた論点である。

第3に、国家とは本来どういう性質のものか、どういう性質であるべきか、という問題がある。国際的人権法がなによりも基盤とするのは消極的自由というモデルである。簡単に解説すると、西洋の政治哲学では根本的に異なる2種の自由があるとされる。消極的自由 (negative freedom/liberty) と積極的自由 (positive freedom/liberty) である。消極的自由とは、個人がみずからしたい行動をしようとするのをだれかに妨げられさえしなければ成立する。自由とは制約の不在と考えられ、最大の自由ないしは善とは社会の制約が最小であることという考え方である。このモデルでは、法律の役割は、個人のあいだに起こる衝突を調整することだけであり、国家は市民がする選択に対して本質的には中立を保つ。もう一方の、積極的自由を実現するには、他の私人による強制ないしは類似の妨害がないというだけでは十分条件たりえず、また必要条件すら満たしていない。人が自分の人生を自分で決め、行動の選択ができてはじめて、その個人は自由だといえる。積極的自由のモデルでは、他人の意図的な妨害によって不自由を強いられる可能性があるだけでなく、行動するのに必要な手段や能力を獲得できないために不自由になることもある。積極的自由とは、単に行動を邪魔だてする障害がないというだけのことではなく、行動する能力と力をもつということである。積極的自由がめざされる場合、法律が果たす役割は、個人が力をつけて目標を達成することができるようにすることであり、国家は市民のためにいくつかの目標を選びだしてその達成を奨励するという積極的な役割を果たす。国家が慈悲深く行動するときはずべてがうまくゆくかもしれないが、積極的自由は、国家に非協力な者（その人の目標は、

国家がうしろだてとなって応援する目標とは異なる)をどうあつかうかという難問をそもそもから抱えており、国家の推進する目標が悪かもしれないという危険も避けがたくはらんでいる。たとえば積極的自由の古典的な例として、かつてドイツの第三帝国がめざした人種の純血と軍国主義がある。

伝統的な人権の概念である市民的および政治的権利は、国家権力の制限をとともなう消極的自由を意味し、これは最優先で実現されなければならない。それと比較して、経済的、社会的および文化的権利は、明らかに積極的自由の概念と結びついているが、近年までさほど重きをおかれていなかった。しかし女性に必要なものは何だろうか。ほとんどの女性に大きくのしかかっているのは必要な手段を入手できないという問題なのだから、消極的自由のモデルでは女性たちの要求に応えることはできない。これは多くの人が認めるところだろう。本稿でこれから示すように、西洋の多くのフェミニストたちは、経済的、社会的および文化的権利をなにより根本的なものとして伸長させるか、少なくとも、市民的および政治的権利と同じ位置まで高めようという主張をしている。他方で、必要な手段を女性が獲得するための唯一現実的な道は、政治の場に議席をもつことであり、そうすれば社会の財の公正な取り分を確保するために闘うことができると主張する論者もいる。

実は、現存するすべての政治組織はこれら2つの自由モデルの混合物のようなものだが、まだ明らかになっていないのは、いったいどんな具合の混合が最も女性の助けになるのか、また現在、国際法規範が主張するように、自由のモデルのどちらかは世界の全女性のためと言えるか、といったことである。要するに、女性の観点から人権を再考し、改造しようと思えば、自由と国家に関するみずからの政治理論を明確にしなければならない。

ことは重大である。抑圧を克服する手段を求めている女性の苦しみと、国家についての新しい、より公正な理論を追究するフェミニズムのもくろみの理論的可能性、その両方のゆくえがかかっている。

日本の問題

これは、20世紀末という時代に日本に在住する個人にとって大いに関係することがらでもある。日本では人権について多くが語られ、また字面のうえでは基本的人権の多くを保障する憲法のもとに暮らしているものの、現実の人権状況はそのとおりにまっぴらになっていない。日本の司法が、高級官僚と国会に対してはこのうえなく礼儀正しいことはだれもが知っている。日本の市民や在住外国人が権利の伸長を求めても（たとえば、法律による平等な保護、差別の禁止）、答えはまず決まっています、日本では憲法の権利は「公共の福祉」に反しないかぎりという制限があり、なにが公共の福祉かについては、裁判所は立法府トップの政治的判断に任せるというものだ。

女性の人権に関する日本の法律および憲法がもつ保障能力の弱さを考えると、法律などというものは日本に在住する女たちの生活／人生を変えるための頼りになる道具ではないと結論を出したくなる。しかし人権法は、この国でも単なるレトリックではない。というのは、日本は重要な人権条約のほとんどに署名し、かつ憲法第98条2項には日本国が締結した条約の内容、および確立された国際法規は日本の国内法となり、日本の裁判所がそれを守らせる旨が明記されているのだから。つまり、国際的な議論の場で作られた規範と規則の総体を実行させる義務が、各国の裁判所にはある。これら国際的諸条約の重要な要素のひとつが、条約の条項は実効性をもって実行されなければならないということである。これはつまり、日本の女、なかでも日本に在住する外国人女性は、日本国憲法のもとで保障されているよりも広がりのある権利の根拠をもつということだ。憲法とは例えば、1950年代以来、日本の裁判官たちは一貫してその適用範囲を狭める解釈を行ってきた。国際的人権法は、憲法の権利を縮小して解釈するのは反対の道を行く。さらに、日本の裁判所で国際法を根拠に人権を主張すると、別の効果もある。裁判所の決定は、国際社会との均衡の問題、つまり、求められている人権の擁護を実現することで国際貢献の実を果たせるかどうかという問題である。こういう圧力も加われば、正義を求める女性の助けとなる場合もあるだろう。

以上述べたことはどれも容易ではない。法律は、本号別稿でラマール氏も強調するように、万能薬ではない。しかし人権の国際的規範をつくりだす闘いに参加せずにはいられない強い動機が、日本に暮らす女たちにはある。

アメリカのフェミニストの仕事：5つの問い

アメリカのフェミニストたちの法律に関する論文、著作を分類するのは容易な仕事ではない。それでも自分たちの仕事がいわゆるラディカル・フェミニズムに属するものであることは、彼女たちのほとんどが誇りをもって認めるだろう。漸進主義的なリベラリズムの立場をとると公言する者はほとんどいない。しかし実はウィーンで採用された戦略は、注目すべき混合物であった。女性に対する暴力は広範囲で行なわれているが、法的には問題にされていない現象であるというのが、ラディカル・フェミニストたちの主張のかなめだが、それが漸進主義的なしかたでもちいられたのである。国連は、これまでの国連の人権理論を解釈しなおし、女性への暴力という問題をはっきりとそこに含める必要があると認めた。しかしこの戦略の考案者のなかには、ジュリー・マータス（ニューヨーク大学、政治学教授）やパメラ・ゴールドバーグ（ニューヨーク大学、法学部教授）のように、現在の人権の範囲を拡張するという、すでに在るものの再解釈による「インサイダー的な」戦略は、ほんの初動戦術にすぎないと言う者もいる。彼女たちの遠い目標は、人権法の枠組みを変更して革命的なフェミニストの目的をよりよく反映させること、つまり女性の生活に最も影響力をもつと考えられる経済的、社会的および文化的権利を、これまでの市民的および政治的権利に替えて、最重要の位置にまで格上げすることである。²

私がこれから焦点をあてるのはアメリカのラディカル・フェミニストによる人権の批判である。フェミニズムによる変更をほどこされた人権が結局どういうものになるか、という興味深い問いを非常に明確に提起したが、彼女たちだからだ。しかしフェミニストのなかにも、ウィーン会議で活動した人たちのように、実際的で漸進的に仕事を進める者もいることは覚えておきたい。

人権法の全体を見渡してラディカル・フェミニストが発するのはいくつかの基本的な問いである。まず、なぜ人権、権利なのか。権利の言説の妥当性と権利の有効性に、彼女たちは厳しい疑問を投げかける。実際、エリザベス・フォックス＝ジェノヴェーズとキャサリン・マッキノンとは本来的に男性の発明物であり、女性抑圧の主たる手段であると見る。次の基本的な問いは、では権利とはだれの権利かというものだ。つまり、女性の権利は普遍的なものとなりうるのか、それともまさに特殊なものなのか。これにどう答えるかで重要な戦略の決定が左右される。男女両方をカバーする「市民的および政治的権利に関する国際規約（ICPR）」と「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」といった、現在主流の人権法を発展させることに努めるべきか、それとも、「女性差別撤廃条約（CEDAW）」のような女性条約が力をもつようにエネルギーを傾けるべきなのか。3番目の問いは、女性の権利が普遍的な人権であるなら、抑圧に屈服することなく、また具体的な行動を麻痺させるような文化相対主義に屈服することもなしに、大きく異なるさまざまな社会のどこでも正当性を獲得するにはどうしたらよいかというものだ。女性の権利を人権の国際舞台にもちだすことによって、われわれは西洋リベラリズムという抑圧的な帝国主義でフェミニズムを汚染しているのだろうか、それとも、文化の仮面をかぶった男性による抑圧に挑戦するよう促されているのだろうか。4番目の問いは、国内法、国際法のいずれにしても、法の適切な適用範囲とはなにかというものだ。国内法のレベルでは、公的／私的という区別は女性に対する男性の暴力を法的監視から遠ざける役割を果たしている。日本も含めて世界の多くの国々の問題は、警察が家庭内のいさかいをあつかうことには後ろ向きで、夫や恋人から暴力を受けた女性の告発を検察官も判事も軽くあしらうことである。国際法のレベルでは、公的／私的という区別は「国家行為」の法理としてあらわれる。それによれば、諸国家間の合意である国際的人権条約が適用されるのは、国家が行為したときに限る。ということは、個人がほかの私人や国家の不作为によって被害を受けたとき、条約はいかなる保護も与えない。この点について、ラディカル・フェミニストたちの意見は一致している。公的／私

的という区別をなくして公的領域の劇的な拡大をはかることで、男性の暴力を明るみに出して制御していこうと、彼女たちは強力な論陣をはる。最後に5番めの問いは、フェミニストとしてはどんな国家を追求すべきかというものだ。もしも権利と私的な領域という、自由国家を支える2本の大黒柱が大幅な変更をこうむるか廃止されるとすれば、われわれの社会生活はどんな理論のうえに再建すべきなのだろう。

国際法の法源

以上の問いにアメリカのフェミニストが出した答えを要約する前に、ここで国際人権法の体系の簡単な見取り図を描いておくのがよかろう。過度の単純化の危険を冒して言えば、国際法には3つの主要な法源がある。つまり「法の一般原則（必然の法、*jus cogens*）」、慣習法、そして条約法である。「法の一般原則」（周知の法）の法理は基本的な法規範の存在を主張し、それらは普遍的に適用可能で、例外（逸脱）は許されないとする。つまりわれわれが本能的に正しいと認めることである。こうした規範は、諸国家からなる国際的な共同体があげてその規範を「法の一般原則」として受け入れて承認するときにつくりだされる。「法の一般原則」は最高法規であり、条約法に優先する。つまりどんな条約の条項も、「法の一般原則」に違反するものは自動的に無効である。たとえば、拷問や強姦に反対する「法の一般原則」は、軍隊「慰安婦」とされた女性たちによる要求の主たる法的根拠である。というのは、「法の一般原則」にたつ主張には時効がないからだ。³

慣習法は、ここでのわれわれの議論にはあまり関係がない。ある行動様式が国家間で広範にゆきわたって十分に確立されると、すべての国家がそれに同意したとみなされて、その行動様式は普遍的な規範となり、そこに慣習法が成立する。

人権法は19世紀に慣習法として次第に起こってきたものが、20世紀になると条約法とされ、そのペースは第二次世界大戦後に加速化した。皮肉なことに、国家主権が最高の権威をもつと考えられていた19世紀には、外国人は国際法のもとで当該国市民よりもいささか多めの保護を得ていた。国

家はその市民に対しては事実上どんなことでもでき、これは国際法のおよばない内政上の問題とみなされていた。ところが外国人はその母国の動産と考えられていたので、国家がその領土内にいる外国人を虐待することは、彼らの母国の財産を虐待することであった。しかし20世紀には、第三帝国のドイツ国家社会主義という積極的自由の大実験に対する憎悪から、絶対主権という政治理念は粉碎され、国連の支援のもとで一連の人権法が起草されることになった。これらの条約は基本的で普遍的な権利を明確化したとされ、その権利には人間の尊厳を守るのに必要と思われる、国家の介入から保護されたプライバシーの領域と個人の自律が含まれている。

国連の条約成立の歴史は少々複雑である。国際連合創設の主たる目的のひとつは国際的な権利章典の確立であったが、その過程はまもなく東／西および第1世界／第3世界の対立の渦にまきこまれた。その結果が、ばらばらな分割条約方式の採用であった。まず、拘束力のない抱負と拘束力のある法的義務を区別すること、そして加盟国はいずれかに署名することが決定された。そこで世界人権宣言が起草された（1948年）。次に法的義務をとまなう条約の起草がされるが、条約の実現には財源を必要とするためであろうか、第1世界と第3世界の対立によって2つの文書に分割されることになる。「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」（1966年採択、1976年発効）は単に目標を述べているだけで、その実現は各国の資力に応じて「漸進的」でよい。「市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）」（1966年採択、1976年発効）のほうは、批准後ただちに拘束力をもつが、ここでも起草者たちは、政府の条約違反を訴える個人の権利を別の選択議定書に移すことによって、法的義務を弱めた。その結果、日本のような国はICCPRそのものに署名はしても、第1選択議定書への署名をしないことで、その国民が国際法による救済を受けられないようにできた。そののち、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」（1979年採択、1981年発効）が別の議案として登場した。つまり国連が進める条約制定過程が当初は、同じ文書で男女いずれをもカバーする普遍的な「人権章典」をめざしていたのは明らかである。その後、そのような幅広い規定では女性が直面して

いる特有の諸問題に対応できないという事情に迫られて、別文書が起草された。批准時に登録される留保（適用除外条項）を見れば、条約に対するあつかいの違いがわかる。主要な普遍的条約に留保をつけている国はわずかしかないが、CEDAWには多くの国が膨大な数の留保をつけている。

次の論点に進む前に、人権に関わる国連の主要機関、「規約人権委員会（CHR）」と「女性の地位委員会（CSOW）」に触れておかなければなるまい。2つの委員会は表面的には国連内で対等な地位にあるようだが、CSOWははるかに小さな力しかもたない。1948年、国連経済社会理事会（ECOSOC）は、CHRおよびCSOWに人権侵害の通報（訴え）を受理する権限を与え、両委員会が訴えに「注意を払う」ようにした。そのうちECOSOCは決議1235号（1967年通過）、1503号（1970年通過）によりCHRに権限を与え、問題の国に羞恥心を抱かせるために、調査と特定の勧告が行なえるようにした。ところがECOSOCは、CSOWが女性に対する不正義と差別的行為の通報を調査する権限については、1984年まで認めなかった。1984年以降も、CSOWはその権限を行使することにはきわめて消極的である。同委員会の決議は相対的に力をもたず、具体性に欠ける。条約をとりまく状況と同様、女性の問題をあつかり機関も主流の人権機関の青白い影法師のようなものである。

国際法においては女性の権利に対する制度的な支援は矛盾に満ちたものでしかなかったという歴史を頭に入れたうえで、先に概観した理論的問題に対してアメリカのフェミニストたちが出した答えを見てみることにしよう。

権利：肯定するか、否定するか

過去40年間にアメリカ合州国では女性の法的権利を獲得するための力強い闘いが行なわれ、かなりの成功をおさめたが、現在のフェミニストは権利について著しく悲観的な考えをもっており、権利を肯定的に論ずる言説には疑念を表したり、なかにはむきだしの敵意を表明する者もいるほどである。彼女たちの主張のかなめは、権利に関わる言葉は女性の経験を十分に表現できないというものだ。フェミニストの批判は「本来的に性差を組

みこんだ体系としての法を問題とし、法手続きと法原理は男性の経験にし
か共鳴しないとやっている」。⁴

キャサリン・マッキノンには、権利の言説を厳しく批判し、権利を実現し
ようという企てをそっくり捨て去ろうとまでしているフェミニストの代表
例である。

「女性の問題とは、自然が女を人間としたことに社会と法が賛成せず、
したがって彼女たちに対してなされたことは、彼女たちが人間性をも
たない以上、どれも人間性に反する罪ではない、ということである。
もしも社会があなたに権利を与えず、したがってあなたに権利を獲得
させまいとして国家があなたの権利を否定する必要もないなら、それ
らの権利を国際法で保障されたところで、あなたが受ける恩恵はたい
したものではない。」⁵

ラディカル・フェミニストが書いたものには、神がかり的な響きがある。
現在の体制は男性による抑圧によって徹底して腐敗しており、ただラディ
カル・フェミニストによる社会改造のみが法改正のための必要条件を設定
することができる、というのである。しかしこの地上に天国が出現したあ
とに、だれが法を必要とするだろう。

「女性は、法に先だって、明確な国家行為のないところで、しばしば
きわめて親密な関係のなかで社会的抑圧を受ける。消極的国家では彼
女たちの状況に対処できない。そのような国家が女性の問題をとりあ
げることができるのは、国家の介入をほとんど必要としないような平
等な社会関係があるときだけである。」⁶

それならば、なぜ法にたずさわるのか。法にたずさわる理由などない
ということになる。しかしこの論理的帰結からマッキノンは後退する。彼
女にとって、女性をとりまく重大な状況は「性的虐待の現実」であり、し
たがって男性がもつ虐待の「権利」を減少させる方向で権利の定義を変更
しなければならない。⁷ ポルノグラフィを生産し、流通させ、消費する男
性の表現の自由の権利は、女性への性的虐待を男性的行為の規範とするこ
とで女性を傷つけているのだから、縮小させるべきである。⁸ マッキノンは
女性の権利のひとつのカテゴリーを擁護して次のように論じている。生

殖のコントロールは性的平等の問題であって、アメリカ合州国の法理論が現在定義するようなプライバシーの権利ではない。⁹ つまり権利をもちいた言説が有用となるのは、なによりも男性の権利を減じるため、そして性的存在としての女性を保護するためというのである。

ほかの論者のなかには、マッキノンのように自分自身の論理的帰結からひるんで後退したりはしない者もいる。エリザベス・フォックス=ジェノヴェーズは権利の言説の危険を黙示録的な言葉で理解している。権利をもつ個人は自己破壊的で、「孤独な個人のカフカ的な悪夢」へと落ちゆく危険をはらむ社会的に断片化した世界に住む、と言って私的領域を敵視する。¹⁰

マッキノンの分析と同じ響きはほかの多くのアメリカのフェミニストの論文にもあるが、それらは思慮に欠けたものであり、フォックス=ジェノヴェーズにいたっては危険きわまりないというのが私の見方である。これらのラディカル・フェミニストたちは、女性に対する暴力を法的制御から庇護するような法学説を、国内法、国際法を問わず、批判する点においてはまったく正しい。これは彼女たちの仕事の最良質の部分であり、人権に関わる審理の場で闘いとしてゆくことが強く求められているものだ。ところがこれらの論者たちは、権利をもちいた言説をこてんぱんに誹謗中傷しながら、人権理論を根拠に女性がすでに手にしているすべての保護は今後も安泰に続くものとたかをくくっている。これは両立することではない。つきつめれば、ラディカル・フェミニストたちの主張は、人権理論が女性に利益を与えてきたことなどいっさいないという否定である。これはナンセンスな議論であり、ぬくぬくと諸権利にくるまれた結構な身分にいる、栄養の足りた高給とりのアメリカ白人学者がする、腹立たしい慢心に満ちた議論でもある。革命的なかっこうをつけるのに急なあまり、権利とはなにかについて彼女たちがする記述はまちがっている。権利というのは1個人が行使する消極的自由にすぎず、その個人とは普通は男性である、と主張するのだ。しかし権利についてのこの小さく萎縮した説明は正しくない。現在、現実の社会における権利とは、男性が社会の制約を逃れて行なう行為の領域にとどまる問題ではない。現実社会における近代的権利は、われわれが個人として集団としてつくる相互的な人間関係を構築しているもの

でもある。権利はただ私的領域をつくりだすだけのものであるはずはなく、われわれが複数集団として、またひとつの社会としてわかちあう共同生活をはぐくみ維持する生きた諸関係をもつくりだす。¹¹

私の考えでは、個人の権利も集団的な権利も、権利は近代300年の法的発明として最も重要なもののひとつである。そしてその概念は、個人と共同生活の関わりに関するわれわれの理解の変化につれて、たえず進化すべきものである。しかしその進化は知的に誠実なものであるべきだ。女性の意見も十分に考慮されるべきだし、権利の性質と範囲は変わる必要があるが、権利の保護は、権利を守るための自覚的な努力をしなくともつねに存在すると思うのはまちがいである。権利が考慮されない自然状態がどのようなものか、そのおぞましきは新聞を一瞥すればすぐわかる。

「女性の権利」か、女性の「人権」か：「エイリアンとしての女性」

この見出しにあげた問題は、理論的なレベルでも戦略のレベルでも論じられている。興味深いことに、議論の方向はラディカル・フェミニストのあいだでも、人権の再構築をはかって女性の利益を法規範の中心にとりこもうという方へ進んでおり、「女性の権利」という別の権利を発展させようということではない。なかには戦術的な対応としてCEDAWを使う人もいるが、圧倒的に重要とされているのが主流の諸制度と理論に挑戦して、それらを新しく変えることである。

ヒラリー・チャールズワースとクリスティン・チンキン（どちらもオーストラリアで教鞭をとっているが、アメリカのジャーナルに書いている）がとりくんでいるのは、「法の一般原則（必然の法、*jus cogens*）」のなんたるかである。¹²

「法の一般原則」が適用される人権侵害のリストには、人種差別は含まれているが性差別は含まれていないというのが彼女たちの指摘である。女性の生命への権利をおびやかす著しい危険、つまり女兒胎児の選択的中絶、異常に高い女性死亡率をもたらしている基礎的栄養と保健の差別的分配、女性に対する暴力といった危険が認識されていないと彼女たちは力説している。

「法の一般原則」の適用リストが、人種差別を含む一方で性差別を除外しているのは不正義であるという彼女たちの指摘は、すぐれたものだと私は思う。しかし彼女たちの議論には問題とすべき側面がある。彼女たちの事実認識に誤りがあるのだ。彼女たちが考える、「法の一般原則」が禁ずる人権侵害のリストには欠落がある。たとえば強姦は、「法の一般原則」ではっきりと禁止されている。そして、女性に対する性的暴力が女性抑圧の重要な本質だというのは、最もラディカルなフェミニストたちの主張するところである。第二次世界大戦中に日本軍の性的奴隷とされた女性たちに対する日本政府の法的義務を明確にしようとしている国際的人権法に関わる法律家たちは、実際、1930年代、40年代でも強姦が「法の一般原則」の適用対象であったことを、日本政府の責任が今も消えないことの主たる根拠として指摘している。¹³ つまり、いくつかの最も重要な女性問題は「法の一般原則」に含まれているのである。ラディカル・フェミニスト研究者の仕事には、この種の誤解がよくある。人権の分野で実践を積む法律家たちが達成した膨大な仕事について、ラディカルな理論家たちがこうまで無知であるのは、私には理解できない。それでも「法の一般原則」は国際法のなかでも最も即応力のない、したがって堅固な規範のひとつであるから、「法の一般原則」に女性の経験をもっと反映させようという、フェミニストたちのとりくみが有益であることはもちろんだ。

セリナ・ロマニー（ニューヨーク市立大学、法学部）は、女性、それもすべての女性が、自分の国でも、国際社会を構成する排除的な国家クラブでもエイリアン（alien、全面的な市民権をもたない外国人在住者、権利を制限されたよそ者の意）とされているという説を強力に唱えている人だ。しかしそのロマニーですら、結局は、人権とは別だてに女性の権利を推進するよりも、人権を拡張することのほうに好意的である。

ロマニーが焦点をあてて論じるのは、訴権理論（つまり、個人が自分の生活を左右する決定行為に参加する権利をもつかどうかという問題）と、女性を国際人権法の適用範囲から二重に引き離す公的／私的領域の区別についてであり、そこから彼女は、エイリアンに対する国家の責任という概念と、人権侵害に対して国家が負うべき責任という概念を適用すれば、女

性の人権を侵害する私的な行為者（男性や雇用主）との国家の共犯関係を主張する法的根拠がえられると言う。エイリアン／女性には訴権が欠けているのだから、国家はその市民に対する以上の責任をエイリアンに対して負うというのがロマニーの主張である。これは人権の改造につながり、女性の人権のなかに経済的および社会的権利を包摂し、女性に対する暴力は社会的、経済的な従属の構造内でこそ起こるという認識を生むだろう。人権擁護を求める主張に女性の声をとりいれれば、1940年代に国連が実施基準の異なる2つの別の条約をつくった時に生じた、経済的および社会的権利と市民的および政治的権利のあいだにある乖離を埋めることになるだろうと、彼女は論じている。¹⁴

ロマニーは誠実な学者であり、彼女の結論は同意できるものだ。しかし「エイリアン」などという語をもちいる気どったレトリックは無駄であり、まちがっていると私は考えている。たしかに国内的にも国際的にも、女性は市民的および政治的な訴えを起こす手続きから疎外されているかもしれない。しかしロマニーの主張は、「国際法のリステイトメント・第3版」と呼ばれる、国際法の一般的サマリーのなかのたったひとつの条項（第702項）につけられた注釈中にある曖昧なことばを根拠に、国家はその国民に負う以上の保護義務を「エイリアン」に対して負うというもので、端的に言って、これはもっともらしい嘘である。¹⁵ 私自身はもっぱら、在住外国人（alien）の人権問題の領域で仕事をしてきた。学術論文中にあるちょっとした注釈など、現実社会ではなんの意味ももたない。せいぜい言えることは、人権法によるなら、在住外国人を別あつかいする妥当で客観的な理由がないかぎり、その処遇を自国民の処遇に近づけることができるということだ。ICPRの第26条（法の前は無差別、平等）は、まさにそれを保障する条項である。おまけにその適用範囲は広く、第26条にある差別禁止は、性別と国籍を含む種々の理由をたてに行なわれる差別を対象とし、国家のあらゆる行為におよび、ICPRで保障されている市民的および政治的権利にはとどまらない。つまり第26条の差別されない権利は、経済的および社会的権利にも適用され、また外国人（alien）の女性にとって最も重要なことだが、ICPRそのものには含まれていないものの、あ

る状況下で日本に入国、在住する権利にも適用される。この領域には強力に展開すべき細かい議論の可能性がいくつもあるが、ロマニーの議論はナンセンスな詭弁である。

「女性」というカテゴリーと「エイリアン」というカテゴリーを合体させるのは、さまざまな要素の複雑な相互作用によって抑圧されている外国人女性（エイリアンで、かつ女性）に対して不公平であると私は考えている。女性への暴力に対する国家の責任をはっきりさせるために、在住外国人女性の苦しみをひきあいに出すのは、抑圧そのものだと私には思われる。公的／私的な領域の区別についてロマニーの望んでいることをしようと思えば、以下で論じるように、現行の国際的人権法による確立した手段がすでに存在している。

では、CEDAWについてはどうであろうか。これは開発途上国の地方在住の女性の権利や、家庭にいる女性（ほとんどの女性がそこで抑圧の生をおくっているというのがラディカル・フェミニストの主張）の権利をどうにかしようというもので、一層の熱意をもって実施にとりくむことが望まれる。しかしアメリカのフェミニストがする人権法批判は、くりかえしICPRの批判となる。なかでも厳しい批判者であるシェリー・ライト（シドニー大学、法学部）は、マッキノンの分析にたって、CEDAWについての相反する態度をつぎのように要約している。CEDAWが女性の権利を周縁化して特殊条約のゲッターに追いやったために、女性の権利は人権の中心にならない。CEDAWは伝統的な人権法の空隙を埋めてくれるかもしれないのでそれをもちいる理由は存在するが、最も問題とすべき愚劣は、主流の人権条約が女性の問題に十分とりくんでいないことである。こう言ってライトは、経済的、社会的および文化的権利を女性、子供、男性のすべてにおよぶように「国際的な目標の最下位に近い位置にではなく、最上位にすえる」ことが是非とも必要であると主張する。¹⁶

これらのフェミニストたちは、主流の法的手段には両面的な態度をとりながら、そこでこそ女性の権利がうちたてられることを望んでいる。私は人権派の弁護士として、理論的にも実践的にもこの選択を歓迎する。理論的には、私は、ロマニーを含む幾人かのフェミニストと同様、「経済的、

社会的および文化的権利」と「市民的および政治的権利」の関係の再編が、すべての人のため、特に女性のために重要不可欠な施策と考えている。実践的レベルでは、フェミニズムの洞察にたつて人権を再構築するという複雑な課題に正面からとりくむほうがはるかによい選択だと私には思われる。人権擁護の努力は、とてつもない巨大な悪の前にすでに断片化している。力を集中するのが賢明である。

それにしても、アメリカのフェミニストたちがCEDAWを簡単に放擲するのは、私には少々ショックである。主流の条約とCEDAWのいずれについても、フェミニストたちはそれらを実行させるための知識をもっともち、実践面でも活動的であってほしいと私は望んでいる。日本の活動家についても同様である。力を結集させれば、「悪循環」ならぬ「よき循環」をつくりだすことも可能だろう。つまり、CEDAWの法制化のなかで練りあげられた規範と原理は、ICPRおよびICESCRの解釈に介入して、両条約のゴールのよりよい達成を実現して全人類に資するための助けになるだろう。

文化相対主義

文化が問題となるのは、ひとつには、条約が文化に関する権利そのものを保障しているからだが、また非西洋の国家のなかには、普遍的な人権というのは西洋の概念でしかなく、したがって自分の国では適用できないと言うものがあるからでもある。人権を適用すること、特に女性に適用することは、彼らの固有な文化の破壊を意味するというわけである。

文化相対主義の議論はアメリカのラディカル・フェミニストたちの大いなる関心事だが、彼女たちは2つのグループに分けられるように思う。キャサリン・マッキノンのような人々にとっては、人権の言説は人種、階級、民族性、カーストから生じる諸矛盾を消し去ってくれるので、性別ゆえの抑圧を世界的な共通経験と見る彼女たちの視点を支持するものである。¹⁷ もう一方のグループは、本質主義（essentialism、全女性に共通する本然的ななにかを前提する立場）と断罪されることへの恐怖があり、いまこそは行動の時と夢想しながら、他国で抑圧されている女性たちとの対話につ

いての曖昧で謙虚めかした言動に終始している（たとえば、ホープ・ルイス）。¹⁸ どちらもまちがっているというのが私の考えである。人間の尊厳を守るための基本的権利という基礎的な基準を達成せよという要求と、どんな文化の女性にも人間の尊厳とはなにかについての考えをみずから発言してもらおうとする繊細さとのあいだのどこかでバランスをとるべきである。しかし現在アメリカで進行している議論の現状を見ると、どこでバランスをとるかの合意はまだない。

この議論をゆがめているひとつの要素は、私の見るところ、女性への暴力に過剰な力点を置いていることにある。マッキノンによると、強姦や家庭内暴力やポルノグラフィといった性的拷問は女性にとって普遍的現実である。マッキノンは先にあげた論文で、女性への暴力を微に入り細に入り、ほとんど猥褻と言いたくなるほどに長々と論じている。彼女が本気で議論しているのは第1世界であると私には思われる（非西洋の学者では、少なくともヴァスキ・ネシアが私と同意見）。マッキノンは世界の全女性の一体性を強調することで、第1世界の女性が受ける暴力と第3世界の拷問を同列に並べることができ、ひいてはアメリカの事例の衝撃性を強調することができる。ネシアの論評はあたっている。

「『第3世界』の女性たちが国際社会の女性たちのなかにひっぱりだされるのは、第3世界の拷問の過酷な背景についてその女たちが発言すれば、彼女たち自身ではないほかのだれかの目標達成に役だつからでしかない。」¹⁹

ホープ・ルイスは、女性のからだに実際に加えられる損傷について明確な立場をとらないことによって、マッキノンとは逆の極端に走っている。彼女の結論は、「女性の外性器切除がもつ複雑さと矛盾を深く理解すれば、外性器切除の根絶を願うアフリカ系アメリカ人フェミニストとアフリカ人フェミニストのより豊かな連帯につながるはずだ。ただし、この論争はだれもがよしとする解決に至ることはなさそうだが。」²⁰ 言い換えれば、彼女は麻痺状態である。私の理解する人権は、ルイスがたじろいでいる間に消え去ってしまう。

解決の第1歩はオリエンタリズムをやめることである。オリエンタリズム

ムは世界を2つに分けるが、それらはカテゴリーとしてどちらもまちがっている。西洋は、ひとり西洋だけが女性の権利について進歩的で、東洋は遅れているというまちがった見方に陥らないことが必要である。同様に「東洋」の諸国は、東洋／西洋という二分を受け入れたら、「東洋」は「西洋よりもすぐれていて、共同体性が強く、個人の自己中心主義は弱く、権利という『有害な』観念は必要ない」と見ることをしないよう注意しなければならない。植民地支配を受けた国々が国際的人権法を受け入れる際の主たる問題は、法というのはかつて植民地支配権力がその土地の文化を抑圧するために使った重要な手段であったために、法に対して疑念と嫌悪を抱いていることだ。ここで問題となるのは、女性が自分の生きる社会で認められるための手段として法が重んじられるにはどうすべきかである。²¹

工業社会の女性がまずとるべき行動は、法律がどのように第3世界の女性の利益に反して使われつつけているか、どのように西洋の機関が彼女たちの経済的、社会的および文化的権利をおびやかしているか、を認識することである。たとえば、世界銀行（WB）と国際通貨基金（IMF）による構造調整プログラムは、第3世界諸国在住者のなかでも最も力のない存在である女性にとって一種の「二重の権利侵害」状態をつくりだすことで、女性の苦しみを著しく増大させている。WBとIMFが強いる構造調整策と景気後退のせいで女性の仕事の負担が増え、その他方で国の社会政策費用は減少している。そのために脆弱化した雇用条件に影響されるのは女性にかたよっている。また、輸出用穀物の栽培に資源が集中するため、女性の健康に深刻な悪影響が出ている。

こうした諸機関が女性を痛めつけていることを知れば、われわれはこれらの経済機構にたちむかうことができる。国際機関であるWBとIMFは、人権に関する規範も含めて国際法の制約を受ける。ということは、それらの機関は、彼らが提供するローンの恩恵を女性も平等に受けられるよう保証する法的な義務を負う。女性が経済力をもつようになり、彼女たちの国の政府に自分たちにも同じ配慮と公正さで対応せよと要求するようになれば、女性たちは安心して女性の声をあげられる場所があると思うようになるだろう。人権の規範は国際的で普遍的なものだと私は考えているが、そ

れらをそのように機能させるには、各国内で議論をしていくことが必要である。

ルイスのようなフェミニストたちが帝国主義の汚名を着せられまいとしてするまわりくどく欺慢的な議論は、非西洋の文化を理想化しながら同時に中傷するという、手のこんだ西洋の未開崇拜であると思われる。結局問題の根源は、ジェンダーを抑圧の手段として過度に強調するあまり、階級、民族、カースト、そして具体的な経済構造といった、文化における重大なほかの諸要素を過小評価したことにあると私は考えている。女性の抑圧はこれら諸要素の複雑な相互作用から発するものなので、かならずその諸要素に由来するさまざまな固有性をもつ。国際法がこうした多様性に対処するには、安全で健康で安定した生活をおくるのに必要な経済的、社会的手段へのアクセス権といった、人間の尊厳を守るために最小限必要なものを定め、それらを確保するために、教育、対話、政治的圧力、訴訟などの利用できる手段すべてを使って、女性の苦悩を長びかせ増大させている西洋の諸機関と、女性抑圧の当事者である政府に圧力をかけてゆくことである。戦略としては、女性の地位を強めるような各地の社会運動や伝統的イデオロギーと人権を結びつけるべきである。また市民社会を強化し、人権の声が各国の社会制度のなかで響きわたるようにすべきである。

法がおよぶ範囲：公的／私的な領域の区別

アメリカのラディカル・フェミニストのだれもが第1の敵とするのが、リベラルな国家の消極的な自由がつくりだす私的領域である。マッキノンやその他の論者にとって、プライバシーは法の効力のおよばないところで、男性が女性に身体的暴力をふるえる空間をつくりだすものであり、女性抑圧の主要な手段となっている。ロマニーは家父長主義的な家族による「私的な」テロルという見方に同意しているばかりか、公的／私的領域の二分についても同様に「女性の市民権を損なうもの」と見ている。²³ ラディカル・フェミニストたちによればまた、公的／私的領域の境界は恣意的に引かれたうえに、そればかりが選択的に強制されて、女性にほとんど権利を与えない家父長主義的な家族のような、特定形態の家族、社会組織を維持

するのに役だっている。²⁴

彼女たちにとって、問題は境界をどこに引きなおすかである。マッキノンは基本的には私的領域をなくそうとしている。ロマニーは両領域間のもっと微妙なバランスが必要だと考えており、「不当、違法あるいは好き勝手な国家の介入を禁じる」ためには家族のなかの私的領域を縮小する必要があることを力説する。²⁵ 国際法のレベルで彼女たちが主張しているのは、恋人や夫から女性が受ける集団的、物理的脅威に国家が加担していることが認識されれば、家族内でも人権が適用され、国家による集団的な人権侵害がはっきりするということである。

この私的領域に対する攻撃の意味するところは、ラディカル・フェミニストたちは、市民的および政治的権利の公的領域における平等という従来の平等概念を嘲笑しているということである。西洋のリベラルな伝統のなかの平等は、女性による政治的権利の行使に干渉や妨害を加えるような、家族のなかの政治以前の不平等を無視していると、彼女たちは言う。そうなるとうつら平等というのはむなしなもの、あるいはそれ以上に害あるものとなる。つまり平等とは、組織的な女性抑圧を維持するための社会をあげての見えすいた隠蔽工作といったものになってしまう。そうであればたしかに、解決は根本的な大手術しかない。

しかし公的／私的領域について彼女たちが言うことについて、私は大きな疑念を抱いている。技術的なこととしては、ラディカル・フェミニストが関心を注ぐ問題は、平等概念の変更といった重要理論の改造をするより、現行法を実行させることで解決できる。国内法については、警察と裁判官に彼らの義務を遂行させることである。これは困難な闘いだ、マッキノンが提起する、公的領域の大幅な拡大とそれともなる私的領域の縮小という解決策とは無縁でいられる。国際法については、ラディカル・フェミニストたちの求める法はすでに存在しており、もし彼女たちが十分な調査をしてさえいれば、そのことは理解されていたはずだ。ICPR第2条によれば、国家は個人の権利を「尊重し及び確保」しなければならない。「尊重」とは、国家がその介入を制限することを意味し、「確保」とは、暴力的な夫や差別的な雇用主といった私的行為者が女性の権利を侵害しな

いように国家が行動することを意味する。²⁶

公的／私的領域の問題については、理論面で大規模な方向転換をする必要はなく、むしろ慎重に行動すべきである。理論的なレベルでは、女性は国家からの危険にもさらされているのだから、消極的自由というのは、家庭内暴力を制限するに急なあまりそそくさとうち捨てるべきではない重要な概念だとする点で、私はロマニーに賛成である。家庭という牢獄に光を入れるために公的領域の大幅な拡張を進めるよりも、私的領域を公的領域へと拡張し、人間の必要にもとづいて国家概念を改めること、つまり積極的自由を強化することを私は主張したい。重要なのは権利をうち捨てることではなく、国家だけが女性の自由をおびやかす脅威ではないことを認識したうえで、人間らしい生活をおくるための女性の積極的権利を支持することである。

積極的自由の要求を注意深く拡張していくというのは、女性のために役だつはずだ。たとえば、アメリカのラディカル・フェミニストたちの大いなる関心事であるポルノグラフィ規制について考えると、彼女たちは平等の基準が暗黙のうちに男性にあるので、ポルノグラフィも法的監視を受けることなく出まわるのだと論じる。ポルノグラフィに対する彼女たちの攻撃は、1980年代半ばの合州国で厳しい反撃をくらった。当時、連邦裁判事は、ポルノグラフィは女性を傷つけるものだが、その有害性と女性の平等の権利よりも重要なのが自由な言論の権利であるという判決を下し、最高裁判所はそれを支持した。²⁷ 法による平等な保護を求める女性の主張は、最大限に自由な言論は社会にとって最適な結果を生み出すことまちがいなしとするリベラル派の「思想の自由市場」という考えの前では影が薄い。ラディカル・フェミニストにとって、「言論」とは男性の言論である。

しかしカナダで類似の問題が起こったとき、その最高裁が出した判決は、平等の権利などの諸権利は自由社会の概念と切り離しがたく結びついているというもので、言論の権利とその他の重要な諸権利（たとえば、ポルノグラフィがもたらす苦痛・危害から保護されるという女性の権利）が衝突するときは、言論の権利が制限されることもあるという内容であった。つまり概念としての平等が放棄されることはなく、むしろ新しく解釈しなお

されて、女性は自由社会の構成員と見られ、抑圧からの自由を求める女性の要求は自由の不可欠な要素であるということになった。²⁸ この判決は、権利というものが消極的および積極的自由と妥当性の基準との混合物であるべきことを示す好例である。権利のあるなしで人々の生活が実際どれほど大きく変わるか、という実践的な判例と言ってもよい。

ラディカル・フェミニストたちによる権利批判に対する私の疑念はいよいよ深まる。私は率直に言って、国家を再考するに際して、女性への暴力が唯一にして最高の原理だとは思っていない。それ以外にも、大いに考慮すべき重大なことがらがある。経済的および社会的権利を、市民的および政治的権利と同じレベルまで高めるにはどんな国家が求められているのか。これは、女性が総力をあげてとりくまなければならない問題である。

【注】

- 1) 入門として次の論文が適切。Katharine Bartlett, "Feminist Legal Methods," 103 *Harvard Law Review* 829-880 (1990); Hilary Charlesworth, Christine Chinkin and Shelley Wright, "Feminist Approaches to International Law," 85 *American Journal of International Law* 613-645 (1991).
- 2) Julie Mertus and Pamela Goldberg, "A Perspective on Women and International Human Rights After the Vienna Declaration: The Inside/Outside Construct," 26 *Journal of International Law and Politics* 201-234 (1994).
- 3) こうした主張に関する法律学的分析へのすぐれた入門として、次のものがある。Karen Parker and Jennifer Chew, "Compensation for Japan's World War II War-Rape Victims," 17 *Hastings International and Comparative Law Review* 497-549 (1994).
- 4) Gayle Binion, "Human Rights: A Feminist Perspective," 17 *Human Rights Quarterly* 508-526, at 510 (1995).
- 5) Catharine MacKinnon, "Crimes of War, Crimes of Peace," in *On Human Rights: the Oxford Amnesty Lectures 1993*, Stephen Shute and Susan Hurley (eds.) Basic Books, New York, 1993, 83-109, at 98.

- 6) MacKinnon, *Toward a Feminist Theory of the State*, Harvard University Press, Cambridge, Mass., 1989, at 165.
- 7) MacKinnon, supra. note 6), at 244–245.
- 8) MacKinnon, supra. note 6), at 247.
- 9) MacKinnon, supra. note 6), at 246.
- 10) Elizabeth Fox-Genovese, *Feminism Without Illusions*, University of North Carolina Press, 1991, at 32.
- 11) Elizabeth Kiss, “Alchemy or Fool’s Gold: Assessing Feminist Doubts About Rights,” *Dissent* (summer:1995), 342–347, at 343.
- 12) Hilary Charlesworth and Christine Chinkin, “The Gender of Jus Cogens,” 15 *Human Rights Quarterly* 63–76, at 70 (1993).
- 13) Parker and Chew, supra. note 3), at 520–521.
- 14) Celina Romany, “Women as Aliens: A Feminist Critique of the Public/Private Distinction in International Human Rights Law,” 6 *Harvard Human Rights Journal* 87–125 (1993).
- 15) Romany, supra. note 14), at 107.
- 16) Shelley Wright, “Human Rights and Women’s Rights: An Analysis of the United Nations Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women,” in *Human Rights in the Twenty-First Century: A Global Challenge*, K.E. Mahoney and P. Mahoney (eds.) Martin Nijhoff, Dordrecht, 1993, 75–88, at 88.
- 17) たとえば次を参照。Catharine MacKinnon, “On Torture: A Feminist Perspective on Human Rights,” in *Human Rights in the Twenty-First Century: A Global Challenge*, K.E. Mahoney and P. Mahoney (eds.) Martin Nijhoff, Dordrecht, 1993, 21–31.
- 18) たとえば次を参照。Hope Lewis, “Between Irua and “Female Genital Mutilation”: Feminist Human Rights Discourse and the Cultural Divide,” 8 *Harvard Human Rights Journal* 1–55 (1995).
- 19) Vasuki Nesiah, “Toward a Feminist Internationality: A Critique of U.S. Feminist Legal Scholarship,” 16 *Harvard Women’s Law Journal* 189–210, at 202 (1993).
- 20) Lewis, supra. note 18), at 4.
- 21) アフリカ人、アジア人を含むフェミニストと人権活動家がすぐれた議論を闘わせた例として次のものがある。Rebecca Cook, “Women’s International Human Rights Law: the Way Forward,” 15 *Human Rights Quarterly* 230–261, at 235 (comments of Radhika Coomaraswamy, International

- Centre for Ethnic Studies in Colombo, Sri Lanka) (1993).
- 22) Cook, *supra.* note 21), at 242-243 (comments of Florence Butegwa, Women in Law and Development, Harare, Zimbabwe and Akua Kuenyehia, University of Ghana, Faculty of Law).
- 23) Romany, *supra.* note 14), at 101.
- 24) Karen Engle, "International Human Rights and Feminism: Where Discourses Meet," 13 *Michigan Journal of International Law* 517- 610, at 581 (1993).
- 25) Romany, *supra.* note 14), at 105.
- 26) すぐれた人権法研究者のなかでもとりわけ抜きん出ているひとり、Manfred Nowak (Federal Academy of Public Administration) の指摘によると、いまや国際法は国家に対して、組織的ではなはだしい私人・間の人権侵害を防ぎ、調査し、処罰するために「しかるべき勤勉さ (due diligence)」 (この法律用語は、真理の発見のためにはあらゆる適切な手段を講じるべきだという意味) を用いることを義務づけている。次を参照。Cook, *supra.* note 21), at 234-235.
- 27) *American Booksellers v. Hudnut*, 771 F.2d 323 (7th Cir. 1985), *aff'd* 475 U.S. 1001 (1986).
- 28) *R. v. Butler*, February 27, 1991 (full citation unavailable).